

Q & A

(災害補償課)

Q

公務傷病で療養中、傷病が追加された場合の療養補償について

ある団員が、公務災害により負傷し、左足関節挫傷と診断され、療養していました。しかし、療養開始から2週間後、左足の踵部分にも違和感を覚えたため、病院で受診したところ、左踵骨挫傷と診断されました。

このような場合、追加された傷病をどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A

療養中に傷病が追加された場合は、一般的には私傷病である可能性が高く、原則、そのような場合、公務上の災害とは認められません。しかし、本件に限っては、追加傷病部位が当初傷病部位に極めて近く、また、症状も似通っていることから、診療費を当初傷病部位と切り分けることが困難(密接不可分)であるため、追加傷病である左踵骨挫傷についても補償することとなります。